

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

【報告】

件名	議会が行う個人情報保護事務に関する取扱規程の一部改正について
----	--------------------------------

内容は別紙のとおり

(担当部課：議会事務局調査管理係)

1 改正内容・理由

(1) 第9条（業務の委託に伴う手続）

- ① 個人情報の収集を伴う業務を委託する場合には、適正収集、本人収集及び利用目的の明示、収集禁止事項についても、受託業務者に責務を課す必要があるので、契約書等に明記すべき事項として、これらの項目を追加することとした。（改正後 第1項第2号～第4号）
- ② 目的外利用の禁止及び外部提供の禁止は、区から提供された個人情報だけでなく、受託業務者が収集した個人情報についても適用されるべきであるので、「提供に係る個人情報」の「提供に係る」の部分进行削ることとした。（改正後 第1項第5号）
- ③ 現在も契約書等において、事故発生時だけでなく、個人情報の取扱いに関して契約書に明記した事項に違反したときにも区への報告を求めていることから、「事故発生時」を「事故発生時等」に改めることとした。（改正後 第1項第11号）

2 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行日

平成25年1月1日

4 適用

施行の日以後に締結する契約等から適用する。施行日前に締結した契約等については、平成25年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。

議会が行う個人情報保護事務に関する取扱規程 新旧対照表

改正後 (案)	現 行
<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 条例第10条第1項の個人情報業務登録簿は、個人情報業務登録票（第1号様式）及び個人情報業務の文書目録(第2号様式)をまとめたフォルダーとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第10条第1項第6号の実施機関が定める事項とは、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報の利用目的</p> <p>(3) 個人情報の収集の方法</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>第5条 略</p> <p>(目的外利用の記録等)</p> <p>第6条 条例第11条第3項の実施機関が定める事項とは、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 第4条第3項第2号の利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)を行った課の名称</p> <p>(4)から(10)まで 略</p> <p>2 略</p> <p>第7条 略</p> <p>(外部提供を受けるものが講ずるべき必要な措置)</p> <p>第8条 条例第13条に規定する提供に係る個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のための必要な措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 提供に係る個人情報の利用の目的以外の目的のための利用及び第三者への提供の禁止</p> <p>(3)から(7)まで 略</p> <p>(業務の委託に伴う手続き)</p> <p>第9条 個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、契約書、協定書、確認書、覚書その他これらに類する書類に、次に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、委託する業務の内容又は性質により当該事項を明記することが困難である場合であって、議長が特に必要と認めたと</p>	<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 条例第10条第1項の個人情報業務登録簿は、個人情報業務登録票（第1号様式）及び個人情報業務の文書目録(第2号様式)をまとめたフォルダーとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第10条第1項第6号の実施機関が定める事項とは、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報の利用目的</p> <p>(3) 個人情報の収集の方法</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>第5条 略</p> <p>(目的外利用の記録等)</p> <p>第6条 条例第11条第3項の実施機関が定める事項とは、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 第4条第3項第3号の利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)を行った課の名称</p> <p>(4)から(10)まで 略</p> <p>2 略</p> <p>第7条 略</p> <p>(外部提供を受けるものが講ずるべき必要な措置)</p> <p>第8条 条例第13条に規定する提供に係る個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のための必要な措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 提供に係る個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び第三者への提供の禁止</p> <p>(3)から(7)まで 略</p> <p>(業務の委託に伴う手続き)</p> <p>第9条 個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、契約書、協定書、確認書、覚書その他これらに類する書類に、次に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、委託する業務の内容又は性質により当該事項を明記することが困難である場合であって、議長が特に必要と認めたと</p>

改正後（案）	現行
<p>きは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 個人情報の公正かつ適正な手段による収集に関すること。</u></p> <p><u>(3) 個人情報の本人からの収集及び本人に対する利用目的の明示に関すること。</u></p> <p><u>(4) 個人情報の収集を禁止する事項に関すること。</u></p> <p>(5) 個人情報の利用の目的以外の目的のための利用及び第三者への提供の禁止に関すること。</p> <p>(6)から(10)まで 略</p> <p>(11) 事故発生時等における区への報告に関すること。</p> <p>(12)及び(13) 略</p> <p>2 個人情報を取り扱う業務を委託する場合における条例第14条第2項の実施機関が定める事項とは、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>受託業務者</u>の名称</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 委託業務の<u>対象</u>となる個人の範囲</p> <p>(5)から(7)まで 略</p> <p>3 略</p> <p>第10条 略 (開示請求等の手続)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）を行おうとする者（以下「開示請求者等」という。）が前項各号に掲げる請求書（以下「請求書」という。）を提出しようとする場合には、当該開示請求者等に係る官公署の発行した免許証又は身分証明書等で、写真に浮き出しプレスによる<u>証印</u>のあるもの又は写真を特殊加工してあるものを提示しなければならない。ただし、議長が、郵送その他適当と認めた方法により開示請求者等に対し文書により照合し、その回答書を当該開示請求者等が自ら持参したときは、この限りでない。</p> <p>3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）が本人に代わって当該本人に係る請求書を提出しようとする場合には、当該法定代理人に係る官公署の発行した免許証若しくは身分証明書等で、写真に浮き出しプレス</p>	<p>きは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>提供に係る</u>個人情報の利用の目的以外の目的のための利用及び第三者への提供の禁止に関すること。</p> <p>(3)から(7)まで 略</p> <p>(8) 事故発生時における区への報告に関すること。</p> <p>(9)から(10)まで 略</p> <p>2 個人情報を取り扱う業務を委託する場合における条例第14条第2項の実施機関が定める事項とは、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>受託業務名</u>の名称</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 委託業務の<u>対称</u>となる個人の範囲</p> <p>(5)から(7)まで 略</p> <p>3 略</p> <p>第10条 略 (開示請求等の手続)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）を行おうとする者（以下「開示請求者等」という。）が前項各号に掲げる請求書（以下「請求書」という。）を提出しようとする場合には、当該開示請求者等に係る官公署の発行した免許証又は身分証明書等で、写真に浮き出しプレスによる<u>認証</u>のあるもの又は写真を特殊加工してあるものを提示しなければならない。ただし、議長が、郵送その他適当と認めた方法により開示請求者等に対し文書により照合し、その回答書を当該開示請求者等が自ら持参したときは、この限りでない。</p> <p>3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）が本人に代わって当該本人に係る請求書を提出しようとする場合には、当該法定代理人に係る官公署の発行した免許証若しくは身分証明書等で、写真に浮き出しプレス</p>

改正後 (案)	現 行
<p>による<u>証印</u>のあるもの若しくは写真を特殊加工してあるものを提示し、又は議長が照会した回答書を当該法定代理人が自ら持参するほか、戸籍謄本等当該本人と当該法定代理人との関係を明らかにすることができる書類を提示しなければならない。</p> <p>4 条例第25条第2項の実施機関が定める書類とは、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>議長</u>が必要と認める書類</p> <p>第12条から第14条まで 略 (開示の実施の方法等)</p> <p>第15条 条例第29条第1項に規定する開示の実施は、次の各号に掲げる保有個人情報が記録されている公文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 写真フィルム 印画紙に印画したものの閲覧又はその写しの<u>交付</u></p> <p>(4)から(7)まで 略</p> <p>2 条例第29条第1項の規定に基づく保有個人情報の開示の実施は、議長が指定する日時及び場所において区職員の立会いのもとに行わ<u>れ</u>なければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>第16条以下 略</p>	<p>による<u>認印</u>のあるもの若しくは写真を特殊加工してあるものを提示し、又は議長が照会した回答書を当該法定代理人が自ら持参するほか、戸籍謄本等当該本人と当該法定代理人との関係を明らかにすることができる書類を提示しなければならない。</p> <p>4 条例第25条第2項の実施機関が定める書類とは、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>区長</u>が必要と認める書類</p> <p>第12条から第14条まで 略 (開示の実施の方法等)</p> <p>第15条 条例第29条第1項に規定する開示の実施は、次の各号に掲げる保有個人情報が記録されている公文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前写真フィルム 印画紙に印画したものの閲覧又はその写しの<u>公布</u></p> <p>(4)から(7)まで 略</p> <p>4 条例第29条第1項の規定に基づく保有個人情報の開示の実施は、議長が指定する日時及び場所において区職員の立会いのもとに行わなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>第16条以下 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の議会が行う個人情報事保護事務に関する取扱規程第9条第1項の規定は、この告示の施行の日以後に締結する個人情報を取り扱う業務の委託に関する契約に係る契約書、協定書、確認書、覚書その他これらに類する書類（以下「契約書等」という。）について適用し、同日前に締結した個人情報を取り扱う業務の委託に関する契約に係る契約書等については、平成25年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。